

## 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

### (通 則)

1. 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生労働省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

2. この補助金は、医療施設等を運営するために必要な経費を補助することにより医療施設等運営の充実を図ること及び化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報基盤の整備に要する経費を補助することにより急性中毒対策の充実を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

#### (1) 医療施設運営費等補助金（都道府県等）

##### ① へき地保健医療対策事業

###### ア. へき地医療支援機構運営事業

平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき都道府県が行うへき地医療支援機構の運営事業

イ. へき地医療拠点病院運営事業（へき地医療拠点病院支援システム及びへき地・離島診療支援システムを含む。）

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

（ア）都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業

（イ）都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. へき地診療所運営事業（へき地・離島診療支援システムを含む。）

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）又はへき地において当該地域（へき地診療所整備基準に定める地域）唯一の医療機関と

して住民の医療確保を担当している診療所で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うべき地診療所の運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うべき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適當と認める者が行うべき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

エ. べき地巡回診療車（船）運営事業

「べき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、べき地巡回診療車

（船）で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う巡回診療事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、  
（3）①に掲げる場合を除く。）、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

オ. 巡回診療航空機運営事業

「べき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う巡回診療航空機運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療航空機運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適當と認める者が行う巡回診療航空機運営事業に対して都道府県が補助する事業

カ. 離島歯科診療班派遣事業

「べき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療班派遣事業

キ. べき地保健指導所運営事業

「べき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う保健師の駐在及び保健指導事業

(イ) 市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業に対して都道府県が補助する事業

ク. べき地患者輸送車（艇）、メディカルジェット（べき地患者輸送航空機）運行支援事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地患者輸送車（艇）、メディカルジェット（へき地患者輸送航空機）で実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う患者輸送事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う患者輸送事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ) 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は都道府県知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設者が行う患者輸送事業に対して都道府県が補助する事業

ケ. へき地診療所医師派遣強化事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行うへき地診療所医師派遣強化事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所医師派遣強化事業に対して都道府県が補助する事業

② 救急医療体制強化事業

ア. メディカルコントロール体制強化事業

昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県が実施するメディカルコントロール体制強化事業

イ. 搬送困難事例受入医療機関支援事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う搬送困難事例受入医療機関支援事業
- (イ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う搬送困難事例受入医療機関支援事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. 遠隔 ICU 体制整備促進事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う遠隔 ICU 体制整備促進事業
- (イ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う遠隔 ICU 体制整備促進事業に対して、都道府県が補助する事業

③ 災害医療対策事業

ア. 医療施設耐震化促進事業

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 防災訓練等参加支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (ア) 都道府県が行う防災訓練等参加支援事業に係る調整・支援
- (イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等参加支援事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. D M A T ・ D P A T 活動支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (ア) 被災都道府県が行う D M A T 及び D P A T 活動支援事業に係る調整・支援
- (イ) 要請を受けた都道府県、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う D M A T 及び D P A T 活動支援事業に都道府県が補助する事業

エ. D M A T 訓練事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県が行う D M A T 訓練事業

オ. D P A T 養成支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県及び政令市（指定都市に限る。）が実施する D P A T 養成支援事業

カ. 災害医療コーディネーター研修事業（地域災害医療コーディネーター研修事業）

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき都道府県が行う地域災害医療コーディネーター研修事業

④ 産科医療機関確保事業

平成 21 年 4 月 1 日医政発第 0401007 号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

ア. 都道府県が行う産科医療機関確保事業

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関確保事業に対して都道府県が補助する事業

⑤ I C T を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330011 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、実施する次の事業

- (ア) 都道府県が行う I C T を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業  
(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う I C T を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業に対して都道府県が補助する事業

## ⑥ 8 0 2 0 運動・口腔保健推進事業

### ア. 8 0 2 0 運動推進特別事業

令和 4 年 4 月 5 日医政発 0405 第 6 号厚生労働省医政局長通知の別紙「8 0 2 0 運動・口腔保健推進事業実施要綱」（以下「8 0 2 0 運動・口腔保健推進事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県が行う 8 0 2 0 運動推進特別事業

### イ. 都道府県等口腔保健推進事業

#### (ア) 口腔保健支援センター設置推進事業

「8 0 2 0 運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が設置する口腔保健支援センターの運営等事業

#### (イ) 歯科疾患予防等事業

「8 0 2 0 運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、市町村及び特別区が行う歯科疾患予防等事業

#### (ウ) 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業

「8 0 2 0 運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、市町村及び特別区が行う歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業

#### (エ) 歯科口腔保健推進体制強化事業

「8 0 2 0 運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき市町村（保健所設置市を除く。）が行う歯科口腔保健推進体制強化事業

#### (オ) 歯科口腔保健調査研究事業

「8 0 2 0 運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、保健所設置市、特別区が行う歯科口腔保健調査研究事業

#### (カ) 多職種連携等調査研究事業

「8 0 2 0 運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う多職種連携等調査研究事業

⑦ 歯科医療提供体制構築推進事業

令和4年9月20日医政発0920第9号厚生労働省医政局長通知「歯科医療提供体制構築推進事業の実施について」の別紙「歯科医療提供体制構築推進事業実施要綱」に基づき、都道府県が実施する歯科医療提供体制構築推進事業

⑧ 専門医認定支援事業

ア. 平成26年6月20日医政発0620第6号厚生労働省医政局長通知「専門医認定支援事業の実施について」（以下「専門医認定支援事業実施要綱」という。）に基づき、実施する次の事業

（ア）都道府県が行う専門研修プログラムの策定

（イ）厚生労働大臣が適当と認める者が行う専門研修プログラムの策定に対して都道府県が補助する事業

（ウ）都道府県が行う医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等

（エ）厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等に対して都道府県が補助する事業

（オ）都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、都道府県が行う研修医療機関に対する指導医の派遣等

（カ）都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う研修医療機関に対する指導医の派遣等に対して都道府県が補助する事業

（キ）都道府県が行うへき地・離島等における総合診療研修

（ク）厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地・離島等における総合診療研修に対して都道府県が補助する事業

イ. 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業

「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき都道府県が行う新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業

⑨ 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業

令和元年8月20日医政発0820第5号厚生労働省医政局長通知「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」の別添「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱（以下「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」という。）に基づき都道府県が実施する地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業

⑩ 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業

「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業

⑪ 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業

令和2年7月9日医政発0709第4号厚生労働省医政局長通知「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の実施について」の別紙「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に対して都道府県が補助する事業

⑫ 異状死死因究明支援事業

令和4年3月23日医政発0323第17号厚生労働省医政局長通知「異状死死因究明支援事業の実施について」の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う異状死死因究明支援事業

(イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う異状死死因究明支援事業に対して都道府県が補助する事業

⑬ 感染症指定医療機関運営事業

ア. 特定感染症指定医療機関運営事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第38条第1項の規定に基づく特定感染症指定医療機関の開設者が行う、特定感染症指定医療機関の運営事業

イ. 第一種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種感染症指定医療機関に係る次の事業

(ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条第2項の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が

## 補助する事業

### ウ. 第二種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に係る次の事業（ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。）

（ア）都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業

（イ）感染症法第60条第2項の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

### （2）医療施設運営費等補助金（公募）

#### ① №8000 情報収集分析事業

別に定める「令和5年度№8000情報収集分析事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う№8000情報収集分析事業

#### ② 災害医療チーム養成支援事業

災害医療チーム養成支援事業別に定める「令和5年度災害医療チーム養成支援事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う災害医療チーム養成支援事業

#### ③ 外傷外科医等養成研修事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外傷外科医等養成研修事業

#### ④ 歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業

平成29年4月28日医政発0428第14号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科補てつ物制作過程等の情報提供推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業

#### ⑤ 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業

平成29年4月28日医政発0428第16号厚生労働省医政局長通知の別添「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業

#### ⑥ 歯科技工士の人材確保対策事業

令和 2 年 6 月 22 日医政発 0622 第 6 号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科技工士の人材確保対策事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適當と認める者が行う歯科技工士の人材確保対策事業

⑦ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

平成 24 年 4 月 5 日医政発 0405 第 10 号厚生労働省医政局長通知「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施について」の別紙「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適當と認める者が行う医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

⑧ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

ア. プログラム責任者講習会事業

平成 28 年 4 月 1 日医政発 0401 第 35 号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会（プログラム責任者講習会）実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適當と認める者が行うプログラム責任者講習会事業

イ. 臨床研修活性化推進特別事業

平成 29 年 6 月 28 日医政発 0628 第 2 号厚生労働省医政局長通知「臨床研修活性化推進特別事業の実施について」の別紙「臨床研修活性化推進特別事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適當と認める者が行う臨床研修活性化推進特別事業

⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

令和 5 年 3 月 31 日医政発 0330 第 42 号厚生労働省医政局長通知の別添

「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適當と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

⑩ 実践的な手術手技向上研修事業

令和 5 年 7 月 19 日医政発 0719 第 6 号厚生労働省医政局長通知の別紙「実践的な手術手技向上研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う実践的な手術手技向上研修事業

⑪ 子育て世代の医療職支援事業

令和 5 年 7 月 5 日医政発 0705 第 3 号厚生労働省医政局長通知の別紙「子育て世代の医療職支援事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適當と認める者が行う子育て世代の医療職支援事業

⑫ 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業

「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業

- ⑬ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業  
「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業
  - ア. 厚生労働大臣が適當と認める者が行う次の事業
    - (ア) イ. の事業を実施する団体の選定に関する検討委員会の実施
    - (イ) イ. の事業で取得された好事例や効果測定データ等の収集、分析及び活用
    - (ウ) 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（平成 31 年 3 月 26 日医政総発 0326 第 3 号、観参発 800 号厚生労働省医政局総務課長及び観光庁外客受入担当参事官連名通知「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき選出された医療機関。以下「拠点的な医療機関」という。）の体制整備を支援するための様々な情報提供や助言
  - イ. 拠点的な医療機関が行う次の事業に対して厚生労働大臣が適當と認める者が補助する事業
    - (ア) 拠点的な医療機関として医療通訳者を配置する事業
    - (イ) 拠点的な医療機関として外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置する事業
- ⑭ 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業  
「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適當と認める者が実施する団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業
- ⑮ WHO 事前認証及び推奨の取得並びに途上国向け WHO 推奨機器要覧掲載推進事業  
令和 5 年 6 月 14 日医政発 0614 第 12 号厚生労働省医政局長通知の別添「WHO 事前認証及び推奨の取得並びに途上国向け WHO 推奨機器要覧掲載推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適當と認める者が実施する WHO 事前認証及び推奨の取得並びに途上国向け WHO 推奨機器要覧掲載推進事業
- ⑯ 医療の質向上のための体制整備事業  
令和 5 年 3 月 30 日医政発 0330 第 21 号厚生労働省医政局長通知の別添

「医療の質向上のための体制整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う医療の質向上のための体制整備事業

⑯ 臨床効果データベース整備事業

平成 27 年 3 月 26 日医政発 0326 第 8 号厚生労働省医政局長通知「臨床効果データベース整備事業の実施について」の別添「臨床効果データベース整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う臨床効果データベース整備事業

⑰ 補聴器販売者の技能向上研修等事業

令和 5 年 3 月 30 日医政発 0330 第 19 号厚生労働省医政局長通知の別添「補聴器販売者の技能向上研修等事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う補聴器販売者の技能向上研修等事業

⑲ 特定機能病院管理者研修事業

別に定める「令和 5 年度特定機能病院管理者研修事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う特定機能病院管理者研修事業

⑳ 看護教員等養成支援事業（通信制教育）

別に定める「看護教員等養成支援事業（通信制教育）実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う看護教員等養成支援事業（通信制教育）

㉑ ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業

別に定める「ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業

㉒ 看護職員確保対策特別事業

平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」（以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う看護職員確保対策特別事業

㉓ 外国人看護師候補者学習支援事業

別に定める「外国人看護師候補者学習支援事業実施団体公募要領」に基づ

き、厚生労働大臣が適當と認める者が行う外国人看護師候補者学習支援事業

②4 看護業務効率化先進事例収集・周知事業

別に定める「看護業務効率化先進事例収集・周知事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う看護業務効率化先進事例収集・周知事業

②5 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

ア. 看護師の特定行為に係る指導者等育成事業

別に定める「看護師の特定行為に係る指導者等育成事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う看護師の特定行為に係る指導者等育成事業

イ. 看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業

別に定める「看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業

ウ. 看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業

別に定める「看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業

②6 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

②7 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

②8 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業

別に定める「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業

②9 特定行為研修の組織定着化支援事業

ア. 特定行為研修の組織定着化に係る事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と

認める者が行う特定行為研修の組織定着化に係る事業

イ. 特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業

別に定める「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業

⑩ 危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業

別に定める「危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業

⑪ 看護教員教務主任養成講習会事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）が行う看護教員教務主任養成講習会事業

⑫ 死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和5年3月29日医政発0329第27号厚生労働省医政局長通知の別紙

「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う死体検案医を対象とした死体検案相談事業

⑬ 死因究明拠点整備モデル事業

ア. 検案・解剖拠点モデル事業

令和5年3月31日医政発0331第23号厚生労働省医政局長通知の別紙

「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」（以下、「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う検案・解剖拠点モデル事業。

イ. 薬毒物検査拠点モデル事業

「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う薬毒物検査拠点モデル事業。

⑭ 認定エンバーマー養成研修事業

令和5年7月19日医政発0719第3号厚生労働省医政局長通知の別紙「認定エンバーマー養成研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う認定エンバーマー養成研修事業

- ③ 情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業  
令和5年5月12日医政発0512第4号厚生労働省医政局長通知の別紙「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う情報通信機器を利用した死亡診断等検証事業
- ④ 「統合医療」に係る情報発信等推進事業  
令和5年3月30日医政発0330第20号厚生労働省医政局長通知の別添「「統合医療」に係る情報発信等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う統合医療に係る情報発信等推進事業
- ⑤ 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業  
別に定める「令和5年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が実施する特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業
- ⑥ クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業  
別に定める「令和5年度クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）推進支援事業実施主体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が実施するクリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業
- ⑦ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業  
令和5年3月29日産情発0329第4号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知「小児医薬品開発ネットワーク支援事業の実施者について」の別添「小児医薬品開発ネットワーク支援事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が実施する小児医薬品開発ネットワーク支援事業

### （3）医療施設運営費等補助金（名宛て）

- ① へき地巡回診療車（船）運営事業  
「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車（船）で実施する社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回診療事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）
- ② 災害医療コーディネーター研修事業（都道府県災害医療コーディネーター研修事業）

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき独立行政法人国立病院機構が行う災害医療コーディネーター研修事業

③ 専門医に関する情報データベース作成等事業

「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本専門医機構が行う専門医に関する情報データベース作成等事業

④ OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業

令和 2 年 7 月 8 日医政発 0708 第 1 号厚生労働省医政局長通知の別添「OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う医師に係る OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業

⑤ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業

令和 3 年 5 月 17 日医政発 0517 第 2 号厚生労働省医政局長通知の別添「OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う歯科医師に係る OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業

⑥ 共用試験公的化に係る体制整備事業

令和 4 年 3 月 18 日医政発 0318 第 49 号厚生労働省医政局長通知の別添「共用試験公的化に係る体制整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う共用試験公的化に係る体制整備事業

⑦ 死体検案講習会事業

令和 3 年 11 月 17 日医政発 1117 第 1 号厚生労働省医政局長通知「死体検案講習会事業の実施について」の別紙「死体検案講習会事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う死体検案講習会事業

⑧ 女性医師支援センター事業

令和 5 年 3 月 30 日医政発 0330 第 22 号厚生労働省医政局長通知の別紙「女性医師等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う女性医師支援センター事業

⑨ 医療機関勤務環境評価センター運営事業

令和 4 年 4 月 1 日医政発 0401 第 26 号厚生労働省医政局長通知の別添「医

療機関勤務環境評価センター運営事業実施要綱」（以下、「医療機関勤務環境評価センター運営事業実施要綱」という。）に基づき、公益社団法人日本医師会が行う医療機関勤務環境評価センター運営事業

⑩ プログラム責任者養成講習会事業

平成 16 年 10 月 18 日医政発第 1018006 号厚生労働省医政局長通知「プログラム責任者養成講習会の実施について」の別紙「プログラム責任者養成講習会実施要綱」に基づき、臨床研修協議会が行うプログラム責任者養成講習会事業

⑪ 中央ナースセンター事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、公益社団法人日本看護協会が行う中央ナースセンター事業

⑫ 外国人看護師受入支援事業

令和 2 年 6 月 22 日医政発 0622 第 4 号厚生労働省医政局長通知の別紙「外国人看護師受入支援事業実施要綱」に基づき、公益社団法人国際厚生事業団が行う外国人看護師受入支援事業

⑬ 新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業

令和 5 年 4 月 26 日医政発 0426 第 18 号厚生労働省医政局長通知の別紙「新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本看護協会が行う新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業

⑭ 医療技術等国際展開推進事業

平成 27 年 4 月 9 日医政発 0409 第 31 号厚生労働省医政局長通知「医療技術等国際展開推進事業の実施について」の別添「医療技術等国際展開推進事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行う医療技術等国際展開推進事業

⑮ 歯科医療関係者感染症予防講習会

平成 27 年 4 月 10 日医政発 0410 第 25 号厚生労働省医政局長通知「歯科関係者講習会実施要綱」（以下、「歯科関係者講習会実施要綱」という。）に基づき、公益社団法人日本歯科医師会が行う歯科医療関係者感染症予防講習会

- ⑯ 災害歯科保健医療チーム養成支援事業  
「歯科関係者講習会実施要綱」に基づき、公益社団法人日本歯科医師会が行う災害歯科保健医療チーム養成支援事業
- ⑰ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業  
令和2年4月1日医政発0401第35号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業
- ⑱ 死亡時画像読影技術等向上研修事業  
平成31年4月9日医政発0409第6号厚生労働省医政局長通知の別紙「死亡時画像読影技術等向上研修事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う死亡時画像読影技術等向上研修事業
- ⑲ 医療安全支援センター総合支援事業  
平成30年3月30日医政発0330第28号厚生労働省医政局長通知の別添「医療安全支援センター総合支援事業実施要綱」に基づき、一般社団法人医療の質・安全学会が行う医療安全支援センター総合支援事業
- ⑳ 医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業  
平成30年3月30日医政発0330第29号厚生労働省医政局長通知の別添「医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業
- ㉑ 医療安全推進事業  
ア. 医療事故情報収集等事業  
平成16年5月25日医政発0525008号厚生労働省医政局長通知「医療事故情報収集等事業の実施について」の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業  
イ. 産科医療補償制度運営事業  
平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局長通知「産科医療補償制度運営事業の実施について」の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業  
ウ. 医療事故調査・支援センター運営事業  
平成27年8月20日医政発0820第1号厚生労働省医政局長通知「医療事

故調査・支援センター運営事業の実施について」の別添「医療事故調査・支援センター運営事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本医療安全調査機構が行う医療事故調査・支援センター運営事業

㉙ 臨床研究総合促進事業

- ア. 令和4年3月28日医政発0328第13号厚生労働省医政局長通知の別添「臨床研究総合促進事業実施要綱」（以下、「臨床研究総合促進事業実施要綱」という。）に基づき、臨床研究中核病院（以下、「拠点」という。）が行う臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム
- イ. 「臨床研究総合促進事業実施要綱」に基づき、拠点が行う臨床研究審査委員会質向上プログラム

（4）中毒情報基盤整備事業費補助金

中毒情報センター情報基盤整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の（1）から（4）により算出された額の合計額とする。（ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）

（1）医療施設運営費等補助金（都道府県）

①へき地保健医療対策事業の交付額は、次のアからケにより算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア へき地医療支援機構運営事業

（ア）次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
担当官経費	1か所当たり次のいずれかにより算出された額  (1) へき地保健医療対策等実施要綱の1 (3)アの(ア) 12,548,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。  (2)へき地保健医療対策等実施要綱の1 (3)アの(イ) へき地医療支援機構活動年間延日数（12月×1月当たり活動日数×1日当たり勤務時間／8時間）が ア 54日以上	無医地区等への巡回診療、へき地診療所、過疎地域等特定診療所（以下「へき地診療所等」という。）及び医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院（以下「特例措置許可病院」という。）への医師派遣等の医療活動の調整等を行う担当官に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 社会保険料 委託費

	<p>3,849,000円</p> <p>イ 36日以上 54日未満 2,566,000円</p> <p>ウ 36日未満 1,283,000円</p> <p>(3)へき地保健医療対策等実施要綱の1(3) アの(ウ)</p> <p>4,276,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p>	
代診等担当医師・看護師等経費	<p>次により算出された額</p> <p>医師 へき地医療支援機構勤務年間延日数 ×71,000円</p> <p>看護師等 へき地医療支援機構勤務年間延日数 ×25,000円 ただし、勤務時間が8時間に満たない場合は、上記金額に勤務時間／8を乗じて得た額とする。</p>	<p>へき地診療所等及び特例措置許可病院への代診等を行うへき地医療支援機構勤務医師・看護師等に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 報償費 社会保険料 委託費</p>
運営経費	<p>1か所当たり次のいずれかにより算出された額</p> <p>(1)へき地保健医療対策等実施要綱の1 (3)アの(ア)</p> <p>6,801,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする</p>	<p>へき地医療支援機構の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料</p>

	<p>。</p> <p>(2)へき地保健医療対策等実施要綱の1</p> <p>(3)アの(イ)</p> <p style="text-align: right;">6,050,000円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p>	<p>会議費 社会保険料（非常勤） 委託費 都道府県がへき地医療支援機構の業務を暫定的に行う場合にあっては次に掲げる経費 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費</p>
協議会経費	年額 511,000円	へき地保健医療対策に関する協議会の運営に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金（協議会出席謝金） 旅費（協議会出席旅費、連絡旅費） 社会保険料（非常勤） 雑役務費
事業協力経費	<p>事業協力病院1か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>へき地診療所等及び特例措置許可病院1か所ごとに派遣した期間が</p> <p>1. 年間9月以上 588,000円</p> <p>2. 年間6月以上9月未満 392,000円</p> <p>3. 年間3月以上6月未満 196,000円</p>	事業協力病院に対し支払う次に掲げる経費 報償費 委託費 負担金、補助及び交付金
代替医師雇上経費	<p>次により算出された額 代替医師雇上日数 ×日額 27,000円</p> <p>ただし、雇上時間が8</p>	事業協力病院での代替医師の雇上げに必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当

	時間に満たない場合は、上記金額に雇上時間／8を乗じて得た額とする。	報償費 社会保険料（非常勤） 委託費 負担金、補助及び交付金
振興経費	1県当たり年額 ・直接運営の場合 2,670,000円 ・委託運営の場合 2,884,000円	へき地に勤務しようとする医師等の就職の紹介等事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 社会保険料（非常勤） 雑役務費 委託費
ドクタープール関係経費	登録医師一人あたり 月額 109,000円	専任担当官の指示で代診業務及び専任担当官の補助を実施する医師を事前に確保する事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金
キャリア形成育成支援経費	年額 10,893,000円	へき地診療所で勤務した医師を、本人の希望等に基づき大学や総合病院等に派遣する事業に必要な経費 職員基本給 職員諸手当 社会保険料

イ へき地医療拠点病院運営事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を

選定する。

- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療活動費	<p>1か所当たり次により算出された額の合算額 　　へき地医療活動経費 　　(1) 巡回診療等従事者経費 　　　医師 61,000円×延日数 　　　その他 25,000円×延日数  　　(2) 巡回診療等自動車経費 　　　3,700円×延回数  　　(3) 代診医等派遣経費 　　　医師 61,000円×延日数 　　　その他 25,000円×延日数</p>	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費 　　職員基本給 　　職員諸手当 　　非常勤職員手当 　　報償費 　　諸謝金 　　旅費（研究費に計上したもの 　　を除く。） 　　備品費（単価50万円未満の備 　　品に限る。ただし、医療費 　　及び情報通信機器等経費に 　　計上したものをおろく。） 　　消耗品費（情報通信機器等経 　　費に計上したものをおろく。） 　　材料費 　　印刷製本費 　　光熱水料 　　借料及び損料（情報通信機器 　　等経費に計上したものをおろ 　　く。） 　　社会保険料 　　雑役務費（情報通信機器等経 　　費に計上したものをおろく。 　　） 　　燃料費 　　委託費 　　公課費</p>

研究費	1か所当たり次に定める額 (1) 医療活動年間延日数 150日以上 414,000円 (2) 医療活動年間延日数 75日以上150日未満 310,000円 (3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 207,000円	学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費（学会出席旅費）
研修費	1回当たり 56,000円	へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円未満の医療用に限る。） 材料費（医薬品費、診療材料費） 雑役務費（医療機器修繕料）
情報通信機器等経費	1か所当たり次により算出された額 情報通信機器等 ア. へき地医療拠点病院診療支援システム (912,810円 + 76,420円) ×稼動月数 イ. へき地・離島診療支援システム (456,400円 + 38,210円) ×導入へき地診療所数 ×稼動月数	情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。） 備品費（単価50万円未満に限る。） 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費（修繕料等） 委託費（上記に掲げる経費に

		該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。
総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	1か所当たり 2,253,000円	総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費（指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く） 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 社会保険料

#### ウ へき地診療所運営事業

##### (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額を交付額とする。

##### (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(ウ) 厚生労働大臣が適當と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	1か所当たり次により算出された額 (1) ア. 診療日数1～129日 6,200,000円+(71,000円 ×実診療日数) イ. 診療日数130～259日 6,200,000円+(77,000円 ×実診療日数) ウ. 診療日数260日以上 6,200,000円+(87,000円 ×実診療日数)  (2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数	べき地診療所の運営に必要な 次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費（研究費に計上したもの を除く。） 備品費（単価50万円未満に限 る。ただし、医療費及び情報 通信機器等経費に計上した ものを除く。） 消耗品費（情報通信機器等経 費に計上したものを除く。） 材料費 印刷製本費 光熱水料 借料及び損料（情報通信機器 等経費に計上したものを除 く。） 社会保険料 雑役務費（情報通信機器等経 費に計上したものを除く。 ）

		委託費
研究費	1か所当たり (1) 診療日数 1~129日 65,000円 (2) 診療日数 130~259日 130,000円 (3) 診療日数 260日以上 195,000円	医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費（研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費） 備品費（医学用図書雑誌、単価50万円未満の研究用備品に限る。） 材料費（医学研究用材料）
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円未満の医療用に限る。） 材料費（医薬品費、診療材料費） 雑役務費（医療機器修繕料） 委託費（診療のための検査委託料）
情報通信機器等経費	1か所当たり次により算出された額 (1) ファクシミリ 37,290円×稼動月数 ただし、導入初年度にあっては45,450円を加算する。 (2) 情報通信機器等 297,430円×稼動月数	情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円未満の応用器具に限る。） 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費（修繕料等）

## エ へき地巡回診療車（船）運営事業

### （ア）都道府県が行う事業

a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

### （イ）市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出

額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(ウ) 病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額		2. 対象経費
巡回診療実施日数×次に定める単価		へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な次に掲げる経費
区分	単価(円)	職員基本給
巡回診療車	58,000	職員諸手当
歯科巡回診療車	63,000	非常勤職員手当
巡回診療船	厚生労働大臣に協議して定めた額	報償費
		旅費
		消耗品費
		材料費(医薬品費、診療材料費)
		印刷製本費
		社会保険料
		雑役務費(修繕料等)
		燃料費
		委託費

オ 巡回診療航空機運営事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。(ただし、不測の事態により都道府県の予算計上額が不足するなどやむを得ないと厚生労働大臣が認める場合はbにより選定された額に2分の1を乗じた額と、都道府県が補助した額(bにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする)とを比較して少ない方の額を交付額とする。)

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。(ただし、不測の事態により都道府県の予算計上額が不足するなどやむを得ないと厚生労働大臣が認める場合はbにより選定された額に2分の1を乗じた額と、都道府県が補助した額(bにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする)とを比較して少ない方の額を交付額とする。)

1. 基準額	2. 対象経費
1 事業当たり次により算出された額  巡回診療実施回数×1,210,000円	巡回診療航空機の運営に必要な 次に掲げる経費  職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 借料及び損料

	消耗品費 材料費（医薬品費、診療材料費） 社会保険料 雑役務費（修繕料等） 燃料費 委託費
--	--

#### カ 離島歯科診療班派遣事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
診療班1班当たり次に定める単価	離島への歯科診療班の派遣に必要な次に掲げる経費
(1) 遠隔型離島 789,000円	職員基本給
(2) 近接型離島 141,000円	職員諸手当
ただし、派遣日数は次のとおりとする。	非常勤職員手当
(1) 遠隔型 8日間以上	報償費
(2) 近接型 2日間以上	旅費
	消耗品費
	材料費（医薬品費、診療材料費）
	印刷製本費
	社会保険料
	雑役務費（修繕料）
	燃料費
	委託費

#### キ へき地保健指導所運営事業

- (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費										
給与費	<p>次により算出された額の合算額</p> <p>(1) 職員基本給等 1か所当たり 4,641,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあっては、上記金額に稼動月数／12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第2条の規定により算出した額 ただし、同条第4項に定める基準額については、1人当たりそれぞれ次に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="457 1545 913 1814"> <thead> <tr> <th>級地区分</th><th>単価（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td><td>10,340</td></tr> <tr> <td>2級地</td><td>8,800</td></tr> <tr> <td>3級地</td><td>8,600</td></tr> <tr> <td>4級地</td><td>7,360</td></tr> </tbody> </table>	級地区分	単価（円）	1級地	10,340	2級地	8,800	3級地	8,600	4級地	7,360	<p>へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当（育児休業代替保健師の雇上げに要する場合に限る。） 社会保険料</p>
級地区分	単価（円）											
1級地	10,340											
2級地	8,800											
3級地	8,600											
4級地	7,360											
保健指導事業費	<p>1か所当たり 342,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあっては、上記金額に</p>	<p>保健指導所の運営及び保健指導に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅費 消耗品費（情報通信機器経費</p>										

	稼動月数／12を乗じて得た額とする。	に計上したものと除く。) 印刷製本費 光熱水料 雜役務費（情報通信機器経費に計上したものと除く。） 燃料費
情報通信機器経費	1か所当たり次により算出された額 $8,700\text{円} + 2,390\text{円} \times \text{稼動月数}$ ただし、導入初年度にあっては、40,000円を加算する。	情報通信機器の維持運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円未満の情報通信機器用に限る。） 消耗品費 通信運搬費 雜役務費（修繕料）

ク へき地患者輸送車（艇）、メディカルジェット（へき地患者輸送航空機）  
運行支援事業

（ア）都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

（イ）市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（ウ）病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較し

てもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1 事業当たり次により算出された額	へき地患者輸送車（艇）、メディカルジエット（へき地患者輸送航空機）の運行に必要な次に掲げる経費
(1) 患者輸送車 1か所当たり 765,000円	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当
(2) 患者輸送艇 1か所当たり 1,289,000円	報償費 旅費 消耗品費
(3) 患者輸送航空機 1回当たり 3,092,000円	借料及び損料 社会保険料 雑役務費（修繕料） 燃料費 委託費
ただし、実施都道府県内において機体の確保が困難であると厚生労働大臣が認める場合は飛行時間1時間あたり812,000円を限度として厚生労働大臣の認めた額を加算する。	

#### ケ へき地診療所医師派遣強化事業

##### (ア) 都道府県が行う事業

- a 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

##### (イ) 都道府県が補助する事業

- a 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方

の額に2分の1を乗じて得た額を選定する。

- c bにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり次により算出された額	べき地診療所医師派遣強化事業に必要な次に掲げる経費
医師 61,000円×延日数	職員基本給
その他 25,000円×延日数	職員諸手当 旅費 社会保険料

②救急医療体制強化事業の交付額は、次のアからエにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア メディカルコントロール体制強化事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所あたり 43,918千円	メディカルコントロール体制強化事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 報償費 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料

	会議費 損害保険料 社会保険料 雑役務費（広報経費） 研修費 委託費
--	---

イ 搬送困難事例受入医療機関支援事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療報酬及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療報酬及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
必ず救急患者を受け入れる受入医療機関	1 医療機関あたり、 76,285千円  ※対象となる医療機関について 、都道府県が実施する事業、都道府県が補助する事業で混在する場合は、 ・都道府県が実施する事業 上記基準額×都道府県が行う事業の対象となる医療機関数 ／全対象医療機関数 ・都道府県が補助する事業 上記基準額×都道府県が補助	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 報償費 旅費 備品費（医療機器等） 消耗品費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費

	する事業の対象となる医療機関数／全対象医療機関数でそれぞれ算出	自動車維持費 燃料費 空床確保経費（1日当たり入院患者収益×事業日数×空床数）
一時的であっても救急患者を受け入れる受入医療機関	<p>1 医療機関あたり、 12,621千円</p> <p>※対象となる医療機関について、都道府県が実施する事業、都道府県が補助する事業で混在する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が実施する事業 上記基準額×都道府県が行う事業の対象となる医療機関数／全対象医療機関数</li> <li>・都道府県が補助する事業 上記基準額×都道府県が補助する事業の対象となる医療機関数／全対象医療機関数</li> </ul> <p>でそれぞれ算出</p>	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 報償費 旅費 備品費（医療機器等） 消耗品費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 自動車維持費 燃料費

#### ウ 遠隔 ICU 体制整備促進事業

##### (ア) 都道府県が行う事業

- 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

##### (イ) 都道府県が補助する事業

- 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>1か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>(1) 支援側医療機関 26,000 千円 + 59,576 千円 × 1日あたり平均運用時間 ／24 時間</p> <p>(2) 依頼側医療機関 6,000 千円</p> <p>※なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p>	<p>職員基本給 職員諸手当 通信運搬費 雑役務費 社会保険料 委託費（システム運用費、システム保守経費）</p> <p>※依頼側医療機関の対象経費は、以下の経費に限るものとする。 通信運搬費 雑役務費 委託費（システム保守経費）</p>

③災害医療対策事業の交付額は次のアからカにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア 医療施設耐震化促進事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
5,600千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費

#### イ 防災訓練等参加支援事業

##### (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	国が主催する総合防災訓練に参加するため必要な次に掲げる経費 旅費 通信運搬費 借料及び損料 燃料費

ウ DMA T・D P A T活動支援事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	被災地に出動したDMA T・D P A Tの活動に必要な次に掲げる経費 旅費 消耗品費 材料費（医薬品費、診療材料費） 通信運搬費

	借料及び損料 燃料費 食糧費 保険料
--	-----------------------------

## エ DMA T訓練事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
625千円	DMA T訓練事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料（会場借料等）

## オ D P A T養成支援事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認める額	職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費

	会議費 借料及び損料 雑役務費 備品費（単価50万円未満の備品に限る。） 保険料（損害保険料等） 社会保険料（非常勤） 委託費
--	---

力 災害医療コーディネーター研修事業（地域災害医療コーディネーター研修事業）

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
797千円	地域災害医療コーディネーター研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

④産科医療機関確保事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 都道府県が行う事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり	産科医療機関確保事業に必要な次に掲げる経費
(1) 分娩取扱期間 年間9月以上 22,810千円	職員基本給
(2) 分娩取扱期間 年間6月以上 9月末満 15,207千円	職員諸手当 諸謝金 社会保険料
(3) 分娩取扱期間 年間6月未満 7,603千円	
(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	

⑤ I C Tを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  
 (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

#### イ 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  
 (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所あたり	I C Tを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業に必要な次に
(1) 支援側医療機関	

<p>22,359千円</p> <p>(2) 依頼側医療機関</p> <p>1,243千円</p> <p>※なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p>	<p>掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>社会保険料</p> <p>雑役務費</p> <p>委託費（システム運用経費、システム保守経費）</p> <p>※依頼側医療機関の対象経費は、以下の経費に限るものとする。</p> <p>雑役務費、委託費（システム運用経費、システム保守経費）</p>
--	--

⑥ 8020運動・口腔保健推進事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア 8020運動推進特別事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,748千円	<p>8020運動推進特別事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員諸手当（非常勤）</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>諸謝金</p> <p>旅費</p> <p>備品費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>借料及び損料</p> <p>会議費</p>

	社会保険料（非常勤） 雑役務費 委託費（データの集計業務及び上記に該当するもの（備品費を除く。））
--	---

イ 都道府県等口腔保健推進事業

(ア) 口腔保健支援センター設置推進事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
8,233 千円	口腔保健支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 社会保険料

(イ) 歯科疾患予防等事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,421 千円	歯科疾患予防事業に必要な次に掲げる経費

	諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
4,195 千円	歯科健診（検診）事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
1,000 千円	食育推進等口腔機能維持向上事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

(ウ) 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,137 千円	歯科保健医療推進事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
1,550 千円	歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

### (エ) 歯科口腔保健推進体制強化事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1,057 千円	歯科口腔保健推進体制強化事業に必要

	な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	---

(オ) 歯科口腔保健調査研究事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1,197千円	歯科口腔保健調査研究事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

(カ) 多職種連携等調査研究事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額

とを比較して少ない方の額を選定する。

- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1,247千円	多職種連携等調査研究事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑦歯科医療提供体制構築推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  
(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
6,938千円	歯科医療提供体制構築推進事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費

	借料及び損料 会議費 通信運搬費 雜役務費 社会保険料（非常勤） 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの（備品費を除く。）。）
--	--

⑧専門医認定支援事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 研修医療機関に対する指導医の派遣等

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に2分の1を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（bにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする。）とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
交付要綱3の(1)⑧ア. (ア) 及び(イ)に定める事業 1プログラム当たり 1,814千円	専門研修プログラムの策定に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料

	委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
交付要綱3の(1)⑧ア.(ウ)～(カ)に定める事業  1か所あたり 3,200千円  (産科・小児科の場合) 1か所あたり 4,600千円  なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。	指導医の派遣等（代替医師雇用及び出張指導）に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料
交付要綱3の(1)⑧ア.(キ)及び(ク)に定める事業  1か所あたり（往復分） 322千円	へき地・離島等における総合診療研修に必要な次に掲げる経費  旅費

イ 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
交付要綱3の(1)⑧イ.に定める事業  1都道府県当たり 213千円	新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 会議費 借料及び損料 雜役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑨地域における外国人患者受け入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数

が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
協議会経費	3,037 千円	地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料
調査及び周知・広報に要する経費	4,031 千円	地域における外国人患者受入れ体制整備等の協議に必要な調査及び周知・広報に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 雑役務費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑩医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生

じた場合には、これを切捨てるものとする。

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 消耗品費 備品費（図書） 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑪認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

#### イ 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
-------	--------	---------

研修受講経費	認定を受けた医師1人当たり 次により算出された額  (1) 研修受講料 10,000円×勤務月数  (2) 旅費 県内 2,000円×勤務月数 県外12,000円×勤務月数	認定制度を活用した医師少 数区域等における勤務の推進 事業に必要な次に掲げる経費 旅費 雑役務費（研修受講料）
専門書購入経費	認定を受けた医師1人当たり 54,000円	認定制度を活用した医師少 数区域等における勤務の推進 事業に必要な次に掲げる経費 備品費（図書）
他病院勤務経費	認定を受けた医師1人当たり 県内 4,000円×勤務月数 県外24,000円×勤務月数	認定制度を活用した医師少 数区域等における勤務の推進 事業に必要な次に掲げる経費 旅費

⑫異状死死因究明支援事業の交付額は次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 都道府県が行う事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  
 (イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  
 (イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
-------	--------	---------

行政解剖又は死亡時画像診断等の検査の実施に要する経費	<p>1か所あたり次の(1)(2)により算出された額の合計額  ※ただし、1か所当たり60,000千円を上限とする</p> <p>(1)事務局経費  2,142千円</p> <p>(2)行政解剖又は死亡時画像診断等の検査実施経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 行政解剖  200,000円×実施件数</li> <li>イ. 死亡時画像診断  54,000円×実施件数</li> <li>ウ. PCR検査費用  10,000円×実施件数</li> <li>エ. 薬毒物検査  80,000円×実施件数</li> </ul>	<p>行政解剖又は死亡時画像診断等の検査の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員諸手当(非常勤)  非常勤職員手当  諸謝金  旅費  備品費  消耗品費  印刷製本費  通信運搬費  会議費  社会保険料(非常勤)  雑役務費(解剖経費、死亡時画像診断等の検査経費)  委託費(上記に掲げる経費に該当するもの)</p>
協議会経費	<p>1回あたり  340千円×開催回数  ※ただし、1か所あたり1,019千円を上限額とする。</p>	<p>死因究明に関する協議会の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>諸謝金  旅費  消耗品費  印刷製本費  通信運搬費  借料及び損料  会議費  雑役務費  委託費(上記に掲げる経費に該当するもの)</p>

⑯感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次のアからウにより算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた

場合には、これを切捨てるものとする。

ア 特定感染症指定医療機関運営事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>次により算出された額を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> <p>1床当たり 年額7,950千円</p> <p>ただし、希少感染症治療薬、保管機材等購入費として49,947千円を加算する。</p>	<p>特定感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>備品費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満に限る。）</p> <p>消耗品費</p> <p>材料費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>光熱水料</p> <p>借料及び損料</p> <p>保険料（火災保険料、医療機関賠償責任保険料等）</p> <p>雑役務費（修繕費、手数料等）</p> <p>燃料費</p> <p>委託費</p>

イ 第一種感染症指定医療機関運営事業

(ア) 都道府県の行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較し

てもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1床当たりの年額 6,294千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕費、手数料等） 燃料費 委託費

#### ウ 第二種感染症指定医療機関運営事業

##### (ア) 都道府県の行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

##### (イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
陰圧設備のある医療機関	1床当たりの年額1,858千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕費、手数料等） 燃料費 委託費
陰圧設備のない医療機関	1床当たりの年額1,426千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕費、手数料等） 燃料費 委託費

## （2）医療施設運営費等補助金（公募）

- ① #8000 情報収集分析事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
31,693千円	#8000情報収集分析事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

②災害医療チーム養成支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
10,954千円	災害医療チーム養成支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金

	旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料（会場借料、機器借料） 社会保険料（非常勤）
--	---

③外傷外科医等養成研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
13,021千円	外傷外科医等養成研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料（会場借料、機器借料） 会議費 雑役務費

④歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
--------	---------

5,381千円	歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費
---------	--

⑤歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業  3,117千円	事業実施に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料
歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業  以下により算定した合計額 初度整備：36,928千円 運営事業：研修延べ日数×58,800円	事業実施に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金

<p>ただし、研修延べ日数の算定にあたっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数8日を上限とする。</p> <p>歯科衛生士卒後フォローアップ研修 ：研修延べ日数×40,620円</p> <p>ただし、フォローアップ研修延べ日数の算定にあたっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数4日を上限とする。</p>	旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費
<p>歯科衛生士技術修練部門運営事業 本事業の実施年数に応じて以下により算定した額</p> <p>1年目：研修延べ日数×49,520円 2年目：研修延べ日数×39,620円 3年目：研修延べ日数×24,760円 4年目：研修延べ日数×14,850円 5年目：研修延べ日数× 9,900円</p> <p>ただし、研修延べ日数の算定にあたっては、年間の受入研修生60人、1人当たり研修日数8日を上限とする。</p> <p>歯科衛生士卒後フォローアップ研修 ：研修延べ日数×40,620円</p>	事業実施に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費
<p>ただし、フォローアップ研修延べ日数の算定にあたっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数4日を上限とする。</p> <p>また、5年目については、歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業を実施していない団体に限る</p>	

⑥歯科技工士の人材確保対策事業の交付額は次により算出するものとする。ただ

し、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
歯科技工士技術修練部門初度整備・運営事業 15,752千円	歯科技工士の人材確保対策事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
歯科技工士技術修練部門運営事業 1年目：10,490千円 2年目：8,653千円 3年目：5,897千円	歯科技工士の人材確保対策事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費

	社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	--

⑦医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,928千円	医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料（会場借料） 社会保険料（非常勤）

⑧歯科医師臨床研修指導医講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア プログラム責任者講習会事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
--------	---------

3,183 千円	プ로그ラム責任者講習会の実施に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料（会場借料） 社会保険料（非常勤） 委託費（内訳は上記に掲げる経費とする。）
----------	--

イ 臨床研修活性化推進特別事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
13,832 千円	臨床研修活性化推進特別事業の実施に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雜役務費 委託費

⑨総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
42,700千円	総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑩実践的な手術手技向上研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
--------	---------

7,108千円	実践的な手術手技向上研修事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料（非常勤） 雑役務費
---------	--

⑪子育て世代の医療職支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
6,477千円	子育て世代の医療職支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給（子育て世代の医療職支援の業務を行う職員に限る） 職員諸手当（子育て世代の医療職支援の業務を行う職員に限る） 非常勤職員手当（子育て世代の医療職支援の業務を行う職員に限る） 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費

	借料及び損料 会議費 社会保険料（子育て世代の医療職支援の業務を行う職員に限る） 雜役務費
--	--

⑫外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
5,514千円	外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 社会保険料 雜役務費 借料及び損料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑬医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業の交付額は次のア及びイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 厚生労働大臣が適當と認める者が行う事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
31,416千円	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの）

イ. 拠点的な医療機関が行う事業に対して厚生労働大臣が適當と認める者が補助する事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を選定する。
- (ウ) (イ)により選定された額と厚生労働大臣が適當と認める者が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
174,880千円	職員基本給 職員諸手当

	諸謝金 社会保険料
--	--------------

⑭団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業に必要な次に掲げる経費 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費（電話通訳料等） 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑮WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当

	非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雜役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	--

⑯医療の質向上のための体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
47,629千円	医療の質向上のための体制整備事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（単価30万円未満の備品に限る。） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費

	雑役務費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	--

⑯臨床効果データベース整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	臨床効果データベース整備事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 備品費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの）

⑰補聴器販売者の技能向上研修等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
40,540千円	補聴器販売者の技能向上研修等事業に必要な次に掲げる経費

	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費
--	---

⑯特定機能病院管理者研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
12,011千円	特定機能病院管理者研修事業に必要な 次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費

	委託費
--	-----

②看護教員等養成支援事業（通信制教育）の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
8,111千円	看護教員等養成支援事業（通信制教育）に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 消耗品費 印刷製本費 旅費 会議費 通信運搬費 備品費 委託費 借料及び損料 雜役務費 社会保険料

③ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料（非常勤） 雑役務費 委託費

②看護職員確保対策特別事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	看護職員確保対策特別事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費

	光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費
--	---

②外国人看護師候補者学習支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  
 イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
103,640千円	外国人看護師候補者学習支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 社会保険料 借料及び損料 会議費 雑役務費

④看護業務効率化先進事例収集・周知事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
20,397千円	看護業務効率化先進事例収集・周知事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

㉕看護師の特定行為に係る指導者育成等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 看護師の特定行為に係る指導者等育成事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	看護師の特定行為に係る指導者等育成事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費

	備品費（特定行為研修修了者のための フォローアップ講習会分に限る） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費
--	---

イ 看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1,034千円	看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費

ウ 看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	看護師の特定行為研修に係る実態調査 • 分析等事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費

②看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1施設あたり 2,474千円 (ただし、就労継続型体制構築支援を行う場合は1施設あたり164千円を加算する。)  (注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費

	通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費
--	--

⑦看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
次により算定した合計額 ただし、対象となる施設は令和2年度以降に特定行為研修を開始した施設とし、令和2年度中に特定行為研修を開始した施設は、合計額に0.5を乗じた額とする。	看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業に必要な次に掲げる経費
1. 指導者経費 ア 1以上8未満の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合 5,175円×研修時間数 イ 8以上15未満の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合 5,750円×研修時間数 ウ 15以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合 6,325円×研修時間数	1. 指導者経費 職員基本給 職員諸手当 諸謝金 社会保険料
2. 事務職員経費 1施設あたり 298,000円	2. 事務職員経費 職員基本給

	<p>職員諸手当 非常勤職員手当 社会保険料</p>
3. 実習に係る消耗品経費 1 施設あたり 540,000円	3. 実習に係る消耗品経費 消耗品費
4. e ラーニング体制整備経費 研修受講者が、就労を継続しながら研修を受講できるよう、講義又は演習を通信によって受講できる体制を整備する場合 1 施設あたり 726,000円	4. e ラーニング体制整備経費 e ラーニング実施のための協議、検討するために必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 会議費 社会保険料（非常勤）
5. 代替職員確保支援体制整備経費 研修受講者の所属先の医療機関等が、当該受講者の研修受講中に代替職員を確保できるよう、交代要員を紹介するためのコーディネーターを指定研修機関に設置している場合 1 施設あたり 104,000円	5. 代替職員確保支援体制整備経費 諸謝金 旅費
6. 訪問看護ステーション等研修支援経費 協力施設（※）と連携協力して特定行為研修を行う場合であって、当該協力施設において、特定行為研修に係る講義、演習又は実習を実施している場合 1 日あたり 11,800円	6. 訪問看護ステーション等研修支援経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料
(※) 対象となる協力施設は訪問看	

<p>護ステーション、介護施設及び診療所に限る。</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	
---	--

⑧看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
11,685千円	<p>看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>諸謝金</p> <p>旅費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>借料及び損料</p> <p>会議費</p> <p>社会保険料</p> <p>雑役務費</p> <p>委託費</p>

⑨特定行為研修の組織定着化支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア 特定行為研修の組織定着化に係る事業
  - (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1施設あたり 5,794千円	特定行為研修の組織定着化に係る事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 会議費 社会保険料 雑役務費（eラーニング利用料に限る。） 委託費

イ 特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
8,929千円	特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費

	借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費
--	-------------------------------

⑩危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
6,842千円	危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費

⑪看護教員教務主任養成講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	看護教員教務主任養成講習会事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 借料及び損料（会場借料） 社会保険料（非常勤）

③死体検案医を対象とした死体検案相談事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
36,498千円	死体検案医を対象とした死体検案相談事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費

④死因究明拠点整備モデル事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア 検査・解剖拠点モデル事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
12,657千円	検査・解剖拠点モデル事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

#### イ 薬毒物検査拠点モデル事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
9,536千円	薬毒物検査拠点モデル事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費

	印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	--

④認定エンバーマー養成研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
8,087千円	認定エンバーマー養成研修事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料（非常勤） 雑役務費

⑤情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,772千円	情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 雜役務費

- ⑬ 「統合医療」に係る情報発信等推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
10,499千円	「統合医療」に係る情報発信等推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費

	社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる対象経費に限る。）
--	--------------------------------------

③特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費

④クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
18,894千円	<p>クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 社会保険料 備品費（疾患登録システム（患者レジストリ）改修に係るものに限る） 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）</p>

- ③小児医薬品開発ネットワーク支援事業の交付額は次により算出するものとする。  
 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
19,991千円	<p>小児医薬品開発ネットワーク支援事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 会場借料費 通信運搬費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）</p>

(3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）

- ①へき地巡回診療車（船）運営事業は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣に協議して定めた額	へき地巡回診療船の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費 材料費（医薬品費、診療材料費） 印刷製本費 社会保険料 雑役務費（修繕料等） 燃料費 委託費

- ②災害医療コーディネーター研修事業（都道府県災害医療コーディネーター研修事業）の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
15,255千円	都道府県災害医療コーディネーター研修事業の実施に必要な次に掲げる経費

職員諸手当（非常勤）
非常勤職員手当
諸謝金
旅費
備品費
消耗品費
印刷製本費
通信運搬費
借料及び損料（会場借料、機器借料）
社会保険料（非常勤）
雑役務費

③専門医に関する情報データベース作成等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
286,030千円	専門医に関する情報データベース作成等事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（専攻医の適正配置のためのシステム構築に係るものに限る） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雜役務費

	委託費
--	-----

④OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
292,893千円	OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

⑤OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
67,526千円	OSC E の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雜役務費

⑥共用試験公的化に係る体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
50,329千円	共用試験公的化に係る体制整備事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費

	借料及び損料 会議費 通信運搬費 雑役務費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	--

⑦死体検案講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
19,526千円	死体検案講習会事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費 委託費

⑧女性医師支援センター事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
160,935千円	女性医師支援センター事業に必要な 次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

⑨医療機関勤務環境評価センター運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
133,415千円	医療機関勤務環境評価センター運営 事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費

	印刷製本費 借料及び損料 会議費 通信運搬費 光熱水料 雑役務費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	---

⑩プログラム責任者養成講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,585千円	プログラム責任者養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（図書） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料（会場借料） 社会保険料（非常勤）

⑪中央ナースセンター事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
235,194千円	中央ナースセンター事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

⑫外国人看護師受入支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
62,690千円	外国人看護師受入支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費

備品費
消耗品費
印刷製本費
通信運搬費
光熱水料
借料及び損料
会議費
社会保険料
子ども・子育て拠出金
雑役務費

⑬新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
52,651千円	新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雜役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

⑭医療技術等国際展開推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
442,607千円	医療技術等国際展開推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 備品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 子ども・子育て拠出金 雑役務費 委託費

⑮歯科医療関係者感染症予防講習会の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
--------	---------

7,853千円	<p>歯科医療関係者感染症予防講習会に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給（eラーニング教材を使用した研修の運営に係るものに限る。）</p> <p>職員諸手当（eラーニング教材を使用した研修の運営に係るものに限る。）</p> <p>非常勤職員手当（eラーニング教材を使用した研修の運営に係るものに限る。）</p> <p>諸謝金</p> <p>備品費</p> <p>旅費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>会議費</p> <p>社会保険料（eラーニング教材を使用した研修の運営に係るものに限る。）</p> <p>借料及び損料</p> <p>雑役務費</p> <p>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）</p>
---------	---

- ⑯ 災害歯科保健医療チーム養成支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
10,866千円	<p>災害歯科保健医療チーム養成支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員諸手当（非常勤）</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>諸謝金</p>

	旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料（会場借料、機器借料） 社会保険料（非常勤）
--	---

⑯歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
44,780千円	歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 借料及び損料 会議費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 社会保険料 雑役務費 委託費

⑰死亡時画像読影技術等向上研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
11,235千円	死亡時画像読影技術等向上研修事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料（非常勤） 雑役務費 委託費

⑯医療安全支援センター総合支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
18,061千円	医療安全支援センター総合支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費

	印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費
--	---

⑩医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
52,000千円	医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

⑪医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 医療事故情報収集等事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と

を比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
93,748千円	医療事故情報収集等の事業に必要な 次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

#### イ 産科医療補償制度運営事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
105,891千円	産科医療補償制度運営事業に必要な 次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金

	旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費
--	--

ウ 医療事故調査・支援センター運営事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
753,934千円	医療事故調査・支援センターの運営等に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

- ㉒臨床研究総合促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定め

る対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費																								
臨床研究・治験 従事者等に対する研修プログラム	<p>1,500千円×開催回数</p> <p>※ただし、その他の役割担う場合には下表金額（単位：千円）をそれぞれ加算する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医師研修</td><td>OJT</td><td>3,500</td></tr> <tr> <td>とりまとめ</td><td>1,500</td></tr> <tr> <td rowspan="2">上級CRC研修</td><td>DCT研修</td><td>1,500</td></tr> <tr> <td>とりまとめ</td><td>1,500</td></tr> <tr> <td rowspan="2">委員研修</td><td>委員長研修</td><td>1,500</td></tr> <tr> <td>とりまとめ</td><td>1,500</td></tr> <tr> <td>DM研修</td><td>とりまとめ</td><td>1,500</td></tr> <tr> <td>モニター研修</td><td>とりまとめ</td><td>1,500</td></tr> <tr> <td>監査研修</td><td>とりまとめ</td><td>1,500</td></tr> </tbody> </table>	医師研修	OJT	3,500	とりまとめ	1,500	上級CRC研修	DCT研修	1,500	とりまとめ	1,500	委員研修	委員長研修	1,500	とりまとめ	1,500	DM研修	とりまとめ	1,500	モニター研修	とりまとめ	1,500	監査研修	とりまとめ	1,500	<p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 備品費（単価50万円（民間団体にあっては30万円未満）に限る。） 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費</p>
医師研修	OJT		3,500																							
	とりまとめ	1,500																								
上級CRC研修	DCT研修	1,500																								
	とりまとめ	1,500																								
委員研修	委員長研修	1,500																								
	とりまとめ	1,500																								
DM研修	とりまとめ	1,500																								
モニター研修	とりまとめ	1,500																								
監査研修	とりまとめ	1,500																								
臨床研究審査委員会質向上プログラム	<p>1機関あたり12,997千円</p> <p>※とりまとめ機関においては、これに加えて10,000千円加算する。</p>	<p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 社会保険料</p>																								

(4) 中毒情報センター情報基盤整備事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)による選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
--------	---------

14,995千円	中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師を確保するため必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤） 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料（非常勤） 燃料費 委託費（集計及び入力のための委託費）
----------	---

(交付決定の下限)

5. 3の事業について、4により施設（地区等）ごとに算出された額が、別表に掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(別 表)

事業名	下限額
(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県）	
① へき地保健医療対策事業	
ア. へき地医療支援機構運営事業	372千円
キ. へき地保健指導所運営事業	205千円
③ 災害医療対策事業	
ア. 医療施設耐震化促進事業	150千円
⑯ 感染症指定医療機関運営事業	42千円

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さら

に、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

(別 表)

区分	事業名
医療提供体制確保対策費	<p>(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① へき地保健医療対策事業</li> <li>② 救急医療体制強化事業</li> <li>③ 災害医療対策事業</li> <li>④ 産科医療確保事業</li> <li>⑤ ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業</li> <li>⑥ 8020運動・口腔保健推進事業</li> <li>⑦ 歯科医療提供体制構築推進事業</li> <li>⑧ 専門医認定支援事業</li> <li>⑨ 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業</li> <li>⑩ 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業</li> <li>⑪ 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業</li> </ul> <p>(2) 医療施設運営費等補助金（公募）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① #8000情報収集分析事業</li> <li>② 災害医療チーム養成支援事業</li> <li>③ 外傷外科医等養成研修事業</li> <li>④ 歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業</li> <li>⑤ 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業</li> <li>⑥ 歯科技工士の人材確保対策事業</li> <li>⑦ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業</li> <li>⑧ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業</li> <li>⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業</li> <li>⑩ 実践的な手術手技向上研修事業</li> <li>⑪ 子育て世代の医療職支援事業</li> </ul>

- |  |  |
|--|--|
| <p>(3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① へき地巡回診療車（船）運営事業</li> <li>② 災害医療コーディネーター研修事業（都道府県災害医療コーディネーター研修事業）</li> <li>③ 専門医に関する情報データベース作成等事業</li> <li>④ OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業</li> </ul> | <p>⑫ 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業</p> <p>⑬ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業</p> <p>⑭ 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業</p> <p>⑮ WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業</p> <p>⑯ 医療の質向上のための体制整備事業</p> <p>⑰ 臨床効果データベース整備事業</p> <p>⑱ 補聴器販売者の技能向上研修等事業</p> <p>⑲ 特定機能病院管理者研修事業</p> <p>⑳ 看護教員等養成支援事業（通信制教育）</p> <p>㉑ ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業</p> <p>㉒ 看護職員確保対策特別事業</p> <p>㉓ 外国人看護師候補者学習支援事業</p> <p>㉔ 看護業務効率化先進事例収集・周知事業</p> <p>㉕ 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業</p> <p>㉖ 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業</p> <p>㉗ 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業</p> <p>㉘ 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業</p> <p>㉙ 特定行為研修の組織定着化支援事業</p> <p>㉚ 危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業</p> <p>㉛ 看護教員教務主任養成講習会</p> |
|--|--|

	<p>⑤ OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業</p> <p>⑥ 共用試験公的化に係る体制整備事業</p> <p>⑦ 死体検案講習会事業</p> <p>⑧ 女性医師支援センター事業</p> <p>⑨ 医療機関勤務環境評価センター運営事業</p> <p>⑩ プログラム責任者養成講習会事業</p> <p>⑪ 中央ナースセンター事業</p> <p>⑫ 外国人看護師受入支援事業</p> <p>⑬ 新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業</p> <p>⑭ 医療技術等国際展開推進事業</p> <p>⑮ 歯科医療関係者感染症予防講習会</p> <p>⑯ 災害歯科保健医療チーム養成支援事業</p>
感染症対策費	<p>(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県）</p> <p>⑬ 感染症指定医療機関運営事業</p>
医療安全確保推進費	<p>(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県）</p> <p>⑫ 異状死死因究明支援事業</p> <p>(2) 医療施設運営費等補助金（公募）</p> <p>⑲ 死体検案医を対象とした死体検案相談事業</p> <p>⑳ 死因究明拠点整備モデル事業</p> <p>㉑ 認定エンバーマー養成研修事業</p> <p>㉒ 情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業</p> <p>㉓ 「統合医療」に係る情報発信等推進事業</p> <p>㉔ 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業</p> <p>(3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）</p> <p>㉕ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業</p> <p>㉖ 死亡時画像読影技術等向上研修事業</p> <p>㉗ 医療安全支援センター総合支援事業</p> <p>㉘ 医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業</p> <p>㉙ 医療安全推進事業</p>

医療技術実用化等推進費	(2) 医療施設運営費等補助金（公募） ⑧ クリニカル・イノベーション・ネットワーク 推進支援事業 ⑨ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業  (3) 医療施設運営費等補助金（名宛て） ⑫ 臨床研究総合促進事業
-------------	--

- (2) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

#### ア. 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日の

いずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### イ. 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第8号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一住所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (11) 都道府県及び3の（2）の⑬の事業を実施する者は、国から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (12) 都道府県は、3の（1）の①のアの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、（1）から（10）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において（2）から（5）、（7）及び（10）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（6）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（10）中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。
- (13) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（1）から（10）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において（2）から（5）、（7）及び（10）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（6）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（10）中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。
- (14) 3の（2）の⑬の事業を実施する者は、間接補助金を間接補助事業者に交付

する場合には（1）から（10）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において（2）から（5）、（7）及び（10）中「厚生労働大臣」とあるのは「3の（2）の⑬の事業を実施する者の長」、「国庫」とあるのは「3の（2）の⑬の事業を実施する者」と、（6）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「3の（2）の⑬の事業を実施する者の長の承認」と（10）中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。

- (15) (13)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (16) (14)により付した条件に基づき3の（2）の⑬の事業を実施する者の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (17) 間接補助事業者又は(13)により補助金の交付を受けた者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (18) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### (申請手続)

7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

##### (1) 3の（1）の事業

ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、第4号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度10月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ. 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、第4号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度10月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

##### (2) 3の（2）の事業

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途公募により選定された日から別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

##### (3) 3の（3）、（4）の事業

補助事業者は、第3号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度10月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から原則として1月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(1)のイ、(2)から(3)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 3の(1)の事業

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、翌年度4月10日（6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過し

た日) までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 3の(2)の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第5号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 3の(3)、(4)の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第6号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(補助金の返還)

12. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13. 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。